

富良野市中小企業資金融資制度 令和3年度 新制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の皆様の資金繰りを支援するため、富良野市中小企業資金融資制度において、国の全国統一制度を活用し、

当初3年間実質無利子・保証料負担も軽減した融資枠を設けました。

令和3年10月1日から取り扱いを開始しますので、資金繰りに不安がある事業者の方は、活用をご検討ください。

経営安定サポート資金（新設）

【対象者】

① セーフティネット・危機関連保証制度対応型

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が20%以上減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けたもの

② 伴走支援型特別保証制度対応型

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が15%以上減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定したもの

【諸条件】	① S N ・ 危機関連保証制度対応型	② 伴走支援型特別保証制度対応型
資金用途	事業資金	
融資金額	4,000万以内	4,000万以内
融資期間	15年以内（据置5年以内）	10年以内（据置5年以内）
融資利率	〔固定金利〕 3年以内 1.6% 7年以内 2.0%	5年以内 1.8% 15年以内 2.2%
助成制度	年度内に支払った保証料の1/2	年度内に支払った保証料の全額 利子発生から3年間分の利子全額補給（4年目以降は1%の利子補給）
取扱期間	令和5年3月31日まで	令和4年3月31日まで
借換	不可	保証付き市制度融資からの借換可
その他	一般事業資金（中小企業振興資金）との併用不可	一般事業資金（中小企業振興資金）との併用可